明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁二七、二八）　一
〔公告〕
諸事項　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立・変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　東京新海面処分場Ｄブロック○灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三四―二二
東経　一三九―四九―一〇
廃止年月日　平成二十八年四月一日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック Ｐ灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・六キロメートル）
北緯　三五―三四―二八
東経　一三九―四九―〇四
廃止年月日　平成二十八年四月一日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック Ｑ灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・五キロメートル）
北緯　三五―三四―三五
東経　一三九―四八―五七
廃止年月日　平成二十八年四月一日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック Ｒ灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・四キロメートル）
北緯　三五―三四―四一
東経　一三九―四八―五一
廃止年月日　平成二十八年四月一日

名称　神戸六甲アイランド東水路中央第二号灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南東方約一・一キロメートル）
北緯　三四―四〇―一一
東経　一三五―一八―二二
撤去年月日　平成二十八年四月十五日
記事　一時変更

名称　尻屋岬港尻屋東防波堤灯台
位置
所在地　青森県尻屋岬港（尻屋東防波堤外端）
北緯　四一―二四―四三
東経　一四一―二五―五四
撤去年月日　平成二十八年四月十四日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　清水真崎灯台
位置
所在地　静岡県静岡市（真崎）
北緯　三五―〇一―一四
東経　一三八―三〇―五八
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十八年三月三十一日
記事　一時変更

名称　開発局紋別港第三防波堤灯台
位置
所在地　北海道紋別港（第三防波堤外端）
北緯　四四―二〇―二八
東経　一四三―二二―五四
変更した事項　紋別市管理
変更年月日　平成二十八年四月一日

名称　開発局紋別港第四防波堤北灯台
位置
所在地　北海道紋別港（第四防波堤北端）
北緯　四四―二〇―三四
東経　一四三―二三―四一
変更した事項　紋別市管理
変更年月日　平成二十八年四月一日

名称　東京電力東通原子力発電所専用港工事Ａ灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北東方約九・〇キロメートル
北緯　四一―一二―四五
東経　一四一―二四―二七
変更した事項　東京電力ホールディングス株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十八年四月一日

名称　東京電力東通原子力発電所専用港工事Ｂ灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北東方約九・〇キロメートル
北緯　四一―一二―四二
東経　一四一―二四―四三
変更した事項　東京電力ホールディングス株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十八年四月一日

名称　東京電力東通原子力発電所専用港工事Ｃ灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北西方約八・四キロメートル
北緯　四一―一二―二五
東経　一四一―二四―三九
変更した事項　東京電力ホールディングス株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十八年四月一日

名称　東京電力東通原子力発電所専用港工事Ｄ灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北西方約七・九キロメートル
北緯　四一―一二―〇九
東経　一四一―二四―三四